

第 1 2 回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年12月 5 日（火）
- 2 開会日時及び場所
平成29年12月 5 日（火） 午後 2 時00分
雲仙市役所本庁舎別館 3 階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年12月 5 日（火） 午後 3 時39分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1 番 水口 正好	3 番 大島 忠保	4 番 渡部 篤	7 番 渡辺 勝美
8 番 本田 岩勝	10 番 横田 晴喜	11 番 松尾 文昭	14 番 吉田 良一
15 番 平野 利光	16 番 森崎 茂徳	18 番 内田 弘幸	24 番 草野 定
28 番 田浦 則利	32 番 鵜殿 徳康	33 番 渡邊 茂徳	34 番 馬場 保
36 番 川内 幸徳			

(2)欠席者（1名）

9 番 林田 剛

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35 番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	増富 浩彦
主 査	福田 智美
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 議案第76号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消願について
- 日程第 3 議案第77号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第78号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第79号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第80号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第81号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴収について

午後2時00分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定に達しております。部長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、こんにちは。きょうは一段と寒くなりましたけども、12月に入りまして、皆様ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。それでは始めさせていただきます。

ただいまから、平成29年第12回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第76号農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、議案第77号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第78号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第79号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第80号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第81号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第82号土地改良事業に参加する資格について、以上7件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第12条の規定により、11番、松尾委員、14番、吉田委員、両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第76号農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第76号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（7番 渡辺 勝美君） はい。議席番号7番、渡辺です。

農地法第3条の規定による許可処分の取消願の受付番号1番については、平成29年6月5日付で

所有権移転の許可がおりていましたが、許可後、近隣の耕作者より譲受人に当該農地を譲ってほしいと相談がっており、譲渡人及び譲受人の両者同意のもと取消願が出されております。登記名義人変更手続もされておきませんので、許可取消に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第76号、受付番号1番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） はい。議席番号16番、森崎です。これは近隣の方が後日買うということと言われてますけど、まだ申請が出てないようですけど、どげんなつととですか。

○参事（増富 浩彦君） 今回、この3条の許可を取り消した上で、あともって出てくると思います。

○議長（馬場 保君） 森崎委員からご質疑ございましたけど、ほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第76号、受付番号1番の許可を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願い出どおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、日程第3、議案第77号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第77号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われまふ。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号97番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号97番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号97番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第77号、受付番号97番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号98番、99番は借受人・譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号98番・99番については、新たに農地を取得し、営農を開始する案件です。地区調査会では、農地を取得される方の年齢が高齢であり、新たに農業を始めるのに問題はないのかという意見が出ました。地元委員に確認をしたところ、近隣に協力者がいて、また、行く行くは息子さんも戻ってこられるということでした。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号98番・99番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第77号、受付番号98番、99番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号100番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号100番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号100番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第77号、受付番号100番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１５番 平野 利光君） 議席番号１５番、平野です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０１番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１０１番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７７号、受付番号１０１番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０２番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 議席番号１０番、横田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０２番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１０２番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７７号、受付番号１０２番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（２４番 草野 定君） 議席番号２４番、草野です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０３番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１０３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７７号、受付番号１０３番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３番 大島 忠保君） 議席番号３番、大島です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０４番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１０４番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） はい。議席番号１６番、森崎です。これは牛舎用地ってなってますけど、宅地かなんかじゃないんですか。

○参事（増富 浩彦君） ２アール未満の農業用施設が建っております。それで牛舎用地となっておると思います。本来、畑です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） これは要するに違反転用というものじゃないんですか。

○参事（増富 浩彦君） ２アール未満の届け出は出ているところです。基本農地、牛舎用地って書いてあるのが間違いで、農地、畑なんです。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第７７号、受付番号１０４番は、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第４、議案第７８号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第７８号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第４条第２項各号に該当するような事実はないと思われます。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１５番 平野 利光君） 議席番号１５番、平野です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号１４番について、申請人は、住宅用地（一般個人住宅）への転用を計画されています。申請地は、農振白地ではありますが、おおむね１０ヘクタール以上の規模の農地の区域内にある農地であることから、第一種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であり、集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可することができる案件であると思われます。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１４番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７８号、受付番号１４番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１５番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号１５番について、申請人は、農業用施設用地（倉庫）への転用を計画されています。申請地は、平成２９年１１月１日に農用地の用途変更がされており、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一团の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１５番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７８号、受付番号１５番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１６番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１番 水口 正好君） 議席番号１番、水口です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号１６番について、申請人は、通路用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１６番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第７８号、受付番号１６番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 議席番号１６番、森崎です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号１７番について、申請人は、住宅用地（賃貸住宅）への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１７番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第78号、受付番号17番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号18番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号18番については、県道の拡幅工事にかかった農業用施設用地（牛舎）を移転する目的の転用申請です。申請地は、平成29年11月1日に農用地の用途変更がされております。おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第一種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用施設用地であることから、第一種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号18番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第78号、受付番号18番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第79号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第79号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号55番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号55番について、申請人は、発電用施設用地

（太陽光パネル）への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第一種農地であると考えられます。しかし、転用目的が、既存の施設の拡張に当たるため、第一種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号55番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第79号、受付番号55番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号56番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号56番について、申請人は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第一種農地であると考えられます。しかし、転用目的が、既存の施設の拡張に当たるため、第一種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。地区調査会では、使用貸借で永久年間の貸し付けは何か理由があるのかという質問が出ました。事務局に確認をお願いしておりましたので、説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○参事（増富 浩彦君） 申請人に確認をしたところ、議案の訂正をちょっとお願いしたいと思います。

権利の種類のところを、使用貸借権から賃貸借権に変更をお願いいたします。

賃料なんですけども、月々1万円ということで、賃貸借への変更になりました。

○議長（馬場 保君） 受付番号56番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第79号、受付番号56番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号５７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１番 水口 正好君） 議席番号１番、水口です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号５７番について、申請人は、住宅用地（一般個人住宅）への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第二種農地であると考えられます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号５７番についてご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。この住宅の進入路はどこになっておるんですかね。

○参事（増富 浩彦君） 別添２の３５ページ、申請地が赤で囲ってあると思うんですけども、その手前にある雑種地１４３番６、そこから入っていきます。

○委員（１８番 内田 弘幸君） それはでも、第三者名義の土地になるわけですかいね。

○参事（増富 浩彦君） はい。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 今回の申請人ではないわけでしょ。

○参事（増富 浩彦君） 雑種地については、今回の転用申請の許可がおりた後で共有名義になると思います。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 共有名義に。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第７９号、受付番号５７番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号５８番の審議に入ります。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（２４番 草野 定君） 議席番号２４番、草野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号58番について、申請人は、住宅用地（一般個人住宅）への転用を計画されています。申請地は農振白地であり生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号58番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第79号、受付番号58番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号59番の審議に入ります。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号59番について、申請人は、発電用施設用地（太陽光パネル）への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、雲仙市役所から500メートル以内にあることから第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号59番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第79号、受付番号59番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号60番の審議に入ります。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号60番について、申請人は住宅用地（共同住宅）への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、愛野・森山バイパスインターチェンジより300メートル以内にあることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認の上でも特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号60番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第79号、受付番号60番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号61番の審議に入ります。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号61番について、申請人は住宅用地（一般個人住宅）への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、愛野・森山バイパスインターチェンジより300メートル以内にあることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たっても何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号61番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。田んぼのど真ん中ですけど、両方田んぼに挟まれて、両隣の方からは何もなかったですかね。

○参事（増富 浩彦君） 両隣の農地の所有者からということですか。

○委員（36番 川内 幸徳君） そうです、そうです。

○参事（増富 浩彦君） その辺はちゃんと話をしてもらって、承諾を得てからの申請をしてもらっておりますので。

○議長（馬場 保君） それでは、61番について、ご質疑がほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第79号、受付番号61番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第80号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第80号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

13ページ13番から17番は所有権移転による案件、14ページ28番から15ページ35番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

議案第80号に対する質疑を行います。まず、12ページから13ページについてご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。14番の所有権移転の案件ですけど、譲受人の耕作面積は3反3畝で、ここで所有権移転しても5反にならんけど、面積要件とかこれはよかったですかね。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明願います。

○参事（増富 浩彦君） 譲受人は、認定農業者でありまして、それで基盤強化法を使っている。

○委員（18番 内田 弘幸君） 耕作面積が5反未満になっているけどですか。

○参事（増富 浩彦君） 認定農業者になられているので、下限面積は達しとらんとですけども、基盤強化を使っております。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） ちょっと質問してええですかね。

○議長（馬場 保君） 鵜殿委員。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） 議席番号32番、鵜殿ですけども、私、事務局にちょっとお尋ねするんですけども、基盤強化法のことで、貸し借りは年齢制限はないということをこの前聞きましたけれども、所有権移転の場合はどうなるんですかね、年齢的には。制限があるんですかね。

○参事（増富 浩彦君） 基盤強化法、年齢制限はないですね。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） じゃあ売買でもいいですか。

○参事（増富 浩彦君） ありません。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 瑞穂で以前ですね、そういう案件が上がって、本人から基盤強化法じゃ、年齢がもう７７歳になったけん、だめじゃったって、こう聞いたんですよ。そのところが、今言ったような。

○参事（増富 浩彦君） 認定農家さんになったのかどうか。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 認定農家じゃなかったです。

○参事（増富 浩彦君） 認定じゃないけん、使っとらんとですよ。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 売買はですね。貸し借りはいいわけですね。

○参事（増富 浩彦君） 基本が基盤強化法というのが認定農家さんの、担い手さんのためのということと使っております。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） これ、前言われたのはですね、貸し借りの場合、７８歳の人が借りつつたわけですかいいね。基盤強化法を利用してですね。貸し借りはいいというわけですかいいね。基盤強化法で。

○参事（増富 浩彦君） いやいや、だけん、認定農家さんであれば基盤強化法を利用しておりますということですよ。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） わかりました。認定農家に限るというわけですかいいね。

○参事（増富 浩彦君） 限るじゃなくて、担い手要件を満たしておれば使えるというふうに。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） だから、その担い手の判断が欲しい、私たちも年をとっても担い手になつとるわけですかいいね。そやから、担い手には７０、８０になって担い手であれば、結局、そういう年齢制限はないのと一緒にじゃなかつですかね。認定農家と担い手という、そこがわしは全然わからんとですかいい。

○参事（増富 浩彦君） そこは以前からも、農地法の３条も同じなんですけど、年齢が８０歳とか８５歳、何歳まで農地を求められるかというとは、もう、地元の農業委員さんたちの判断で、農地法の３条であれば３条の要件で。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 法的にどうなるかですかいい。

○参事（増富 浩彦君） 法的は何もありません。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 売買もですか。

○参事（増富 浩彦君） ありません。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） ただ、認定農業者じゃないとだめということですよ。

○参事（増富 浩彦君） 認定農業者ですね。年齢制限はないです。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 貸し借りは担い手であればいいというわけですかいいね。

○参事（増富 浩彦君） 年齢制限はないですけども、農地法からいけばですよ、耕作条件がつきます。基盤強化も同じです。農地を買ったり借りたりしたら、耕作を必ずやってくださいと。そこで耕作を

必ずやってくださいということで条件がつくもんやけん、そこを地元の農業委員さんがどう判断されるかという。この間からも問題になったんですけども、そこで農業をするかせんかですね。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 農地は、やっぱり有効に利用することで、３条も結局しかりですた
いね。貸し借り。つくる条件で借りるわけですから。それでやっぱり、基盤強化法を利用する、３条
を利用する、違いを私ははっきりしたかです。こういう問題が生じたもんですから。

○議長（馬場 保君） 休憩してよろしいですか。

午後３時14分休憩

.....

（休憩中、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく貸借・売買の要件について説明）

午後３時19分再開

○議長（馬場 保君） それでは、再開したいと思います。

１４ページから１５ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第８０号は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適用した適正な計画であ
ると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第７、議案第８１号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

本案件につきましては松尾委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第３１条第２項の規
定により退席をお願いします。

（１１番 松尾 文昭委員 退場）

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第８１号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構で
ある長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出
されたものです。

２０ページ５番から３７ページ５８番は国見町、宮田地区、３８ページ５９番から４９ページ

144番は吾妻町、山田原地区、50ページ145番から89ページ177番は吾妻・愛野・千々石町・桃山田地区、90ページ244番から92ページ261番は愛野町、愛津原地区、93ページ262番から104ページ318番は千々石町、田原地区に関するものです。

議案第81号に対する質疑を行います。

まず、17ページから19ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、20ページ5番から37ページ58番、宮田地区関係分を一括して審議いたしますので、ご質疑があるときはページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、38ページ59番から49ページ144番、山田原地区関係分を一括して審議いたしますので、ご質疑があるときはページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、50ページ145番から89ページ243番、桃山田地区関係分を一括して審議いたしますので、ご質疑があるときはページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ありませんか。

よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、90ページ244番から92ページ261番、愛津原地区の関係分を一括して審議いたしますので、ご質疑があるときはページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、93ページ262番から104ページ318番まで、田原地区関係分を一括して審議いたしますので、ご質疑があるときはページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第81号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第81号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

ここで松尾委員の入室を求めます。

(1 1 番 松尾 文昭委員 入場)

○議長(馬場 保君) 満場一致で了解してもらいましたのでご報告いたします。

次に、日程第8、議案第82号土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査(福田 智美君)

(議案第82号について議案書をもとに説明)

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございました。

本案件につきましては、11月6日に審議し承認しました岡南部地区県営農地整備事業の土地改良法3条資格者の資格交代の申出書が提出されております。一括して審議を行いますので、ご質疑がある場合は整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第82号土地改良事業に参加する資格の承認に当たってご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、ただいまの審議のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月 5日

議 長

署名委員

署名委員